

「久喜市空き家等の適正管理に関する条例」 を7月1日に施行します

近年、核家族化や少子高齢化の加速により、空き家が増加し、適正に管理されない老朽化した危険な空き家が社会問題となつていきます。

空き家等が放置されて管理不全な状態になると、空き家等の倒壊などによる近隣住民への被害のほか、不審者の侵入により火災や犯罪が生じる恐れがあります。

市では、このような問題を防ぐため、「久喜市空き家等の適正管理に関する条例」を7月1日(月)から施行します。

この条例は、空き家等が放置され、管理不全となることを防止することにより、生活環境の保全および防犯のまちづくりの推進を図り、市民の安全で安心な暮らしを確保することを目的としています。

条例の主な内容

- ・ 空き家等の所有者等は、周辺の生活環境に配慮し、常に空き家等を適正に管理する責務があります。
- ・ 市民は、管理不全な状態の空き家等の情報を市に提供することができます。
- ・ 市は、管理不全な空き家等

があると認めるときは、実態調査を行います。

市は、管理不全な空き家等の所有者等に対して、助言・指導・勧告・命令をすることができま

す。所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、所有者等の氏名、所在地、命令の内容などを公表することができま

空き家等の所有者等へ

- ・ 敷地・建物内に他人が勝手に出入りできないように、施錠などを行ってください。
- ・ 建築材等が剥がれ落ちて、飛散し、周辺住民や通行人などに危害を与える恐れがありますので、適正な管理を行ってください。
- ・ 敷地内の草木や雑草が繁茂しないよう定期的な管理を行ってください。
- ・ 家屋などを空き家にする場合には、近隣の方に連絡先を伝えるなどの対応をお願いします。

市民の皆さんへ

近くに管理不全な空き家等がある場合、または発見した

ときには、ご連絡ください。

【用語の解説】

◆ 空き家等：市内に所在する実際に生活実態のない建物や倉庫等、およびその敷地

◆ 管理不全：空き家等が次のいずれかの状態にあること
・ 老朽化または台風等の自然災害により倒壊する恐れのあること

・ 建築材等を飛散させ当該敷地外にある者の生命、身体または財産に損害を及ぼす恐れがあること
・ 不特定者の侵入等による火災または犯罪が誘発される恐れのあること

・ 敷地内の草木が著しく繁茂し、除枝または除草が必要な状態であり、周囲への生活環境を害する恐れのあること

◆ 所有者等：空き家等を所有し、または管理する者

条例の詳しい内容は、市のホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

問合せ 生活安全課交通防犯係(内線2634) / 各総合支所市民課(菖蒲・内線110 / 栗橋・内線217 / 鷺宮・内線131)

人権擁護委員に委嘱されました

次の皆さんが、4月1日付けで、法務大臣から委嘱されました。



関根 好夫さん



諏訪 丈晴さん



飯島 照朗さん

人権擁護委員は市民の中から、議会の議決を経て市長が推薦し、法務大臣が委嘱する民間のボランティアで、人権相談や人権尊重のための啓発活動などを行っています。

法務局久喜支局のほか、久喜市でも人権相談・女性相談を行っていますので、お困りの方は、お気軽にご相談ください。詳しくは、25ページの無料相談をご覧ください。

固定資産評価審査委員会委員に選任されました

次の皆さんが、2月定例会において、固定資産評価審査委員会委員に選任されました。



樋田 芳雄さん



松本 浩充さん



佐世 芳さん



岡安 正一さん